

# **原爆症認定制度の在り方に関する検討会**

## **中間とりまとめの整理**

# 「中間とりまとめ」のおおむね認識の共有が図られている意見

## 基本的な制度の在り方

- ・ 原爆症認定や医療特別手当の給付といった被爆者に対する援護には、一般の福祉施策とは異なる理由があることに留意すべき
- ・ 被爆者に寄り添うという視点とともに、国民に説明し、理解を得ることができる制度とする必要がある
- ・ 被爆者が高齢化していることも考慮し、裁判での長期の争いを避ける制度を作る必要がある
- ・ 既に年金や介護保険の制度があり、医療費も無料となっているということを踏まえた制度とし、一般の高齢者との均衡にも留意すべき。ただし、一般的な高齢者との単純な比較は適当ではない
- ・ より良い制度とするため、必要に応じて、被爆者援護法を改正すべき

## 原爆症認定制度の認定基準

- ・ 司法判断と行政認定の乖離を認め、どのように埋めていくか考えていく必要がある
- ・ 科学的知見は重要である一方、科学には不確実な部分もある。こうしたことを前提に考えていく必要がある
- ・ 健康被害が放射線の影響によるものか、高齢化に伴う加齢や生活習慣等によるものか、原因の切り分けができなくなっている状況を考慮すべき
- ・ 疾病によって、医療の必要性は様々であり、要医療性の要件はわかりやすくあるべき
- ・ 医療技術は進歩しているので、治癒する疾病も多い。こうした状況を踏まえて、現実に即して判断すべき

## 手当について

- ・ 被爆者に対する援護施策は、医療の給付のほか、各種手当、福祉サービスといったものがある。これらの全体のバランスを考える必要がある
- ・ 健康管理手当の額に比べて、医療特別手当の額は高額である。対象の拡大を検討する場合、医療特別手当相当額を給付することが必要な状況がどのようなものか、考える必要がある
- ・ 手当をはじめとする被爆者援護の財源についても、国民の理解が得られるように努めることが必要である

## 「中間とりまとめ」の「様々な意見が出されている事項」の整理

- ・乖離を埋めることができないのだから、制度全体が破綻しているのではないか
- ・被爆者であれば何らかの放射線の影響があるから、これを前提として、手当をはじめとする援護を行うべきではないか
- ・現行の審査の方針では、残留放射線の影響が著しく軽視されているのではないか
- ・放射線の科学は科学として、尊重されるべきである。裁判例の中には、科学的には放射線起因性で説明できないものもあるのではないか
- ・被爆者であれば何らかの影響を受けているのだから、全員に手当を支給すべきではないか
- ・全員に基本的な手当（現行の健康管理手当相当）を支給し、症状に応じて加算をしていくことで、段階的な手当制度を作るべきではないか
- ・被爆者全員に手当を支給するのは、手当の趣旨が異なってくる上、財政負担をお願いする国民の理解を得られず、難しいのではないか
- ・段階をつける新制度を導入するのであれば、現行よりも手当額が下がる人が出てくるのではないか
- ・放射線起因性の証明しがたい部分、科学の限界がある部分には、新たな制度を付加して救済をすべきではないか
- ・手当の対象となる認定については、裁判例などを踏まえ、放射線起因性が無視できないという程度でのグレーゾーンを作るべきではないか
- ・既存の制度の延長で、認定対象者を拡大しつつ、その上で、医療必要度だけでなく、介護や日常生活支援の必要度などに応じた手当を設定することで、段階的な手当制度を作るべきではないか
- ・認定（手当の給付）の期間を限定することも考えるべきではないか
- ・グレーゾーンを作るにしても、既に認定されている人も含めて、その要件を明確に設定するのは難しいのではないか
- ・段階をつける新制度を導入するのであれば、現行よりも手当額が下がる人が出てくるのではないか

### 〈その他意見〉

- ・裁判例や医療分科会の客観的な積み重ねを尊重しつつ、相当程度判断が固まっているものを救済の観点から行政認定に取り入れていき、乖離を埋めていくべきではないか
  - ・裁判所の判断は個々の原爆症認定についての判断であり、制度を見直すべきとの判断にまで及んでいないのではないか
  - ・要件に明確に当てはまらない場合の総合判断は必要で、新しい審査の方針のこういった仕組みを残し、医療分科会の知見を生かしつつ、新しい審査の方針を客観化するために、法令で規定していくことを考えるべきではないか
    - ・医療特別手当をはじめとする援護を行う理由として、放射線の影響を無視することはできないのではないか
    - ・残留放射線の様々な影響は、行政認定でも勘案しているのではないか
    - ・放射線起因性は、科学的知見をベースとしつつも純粋な科学で説明できない部分があるものであり、法律上の要件として説明するものではないか